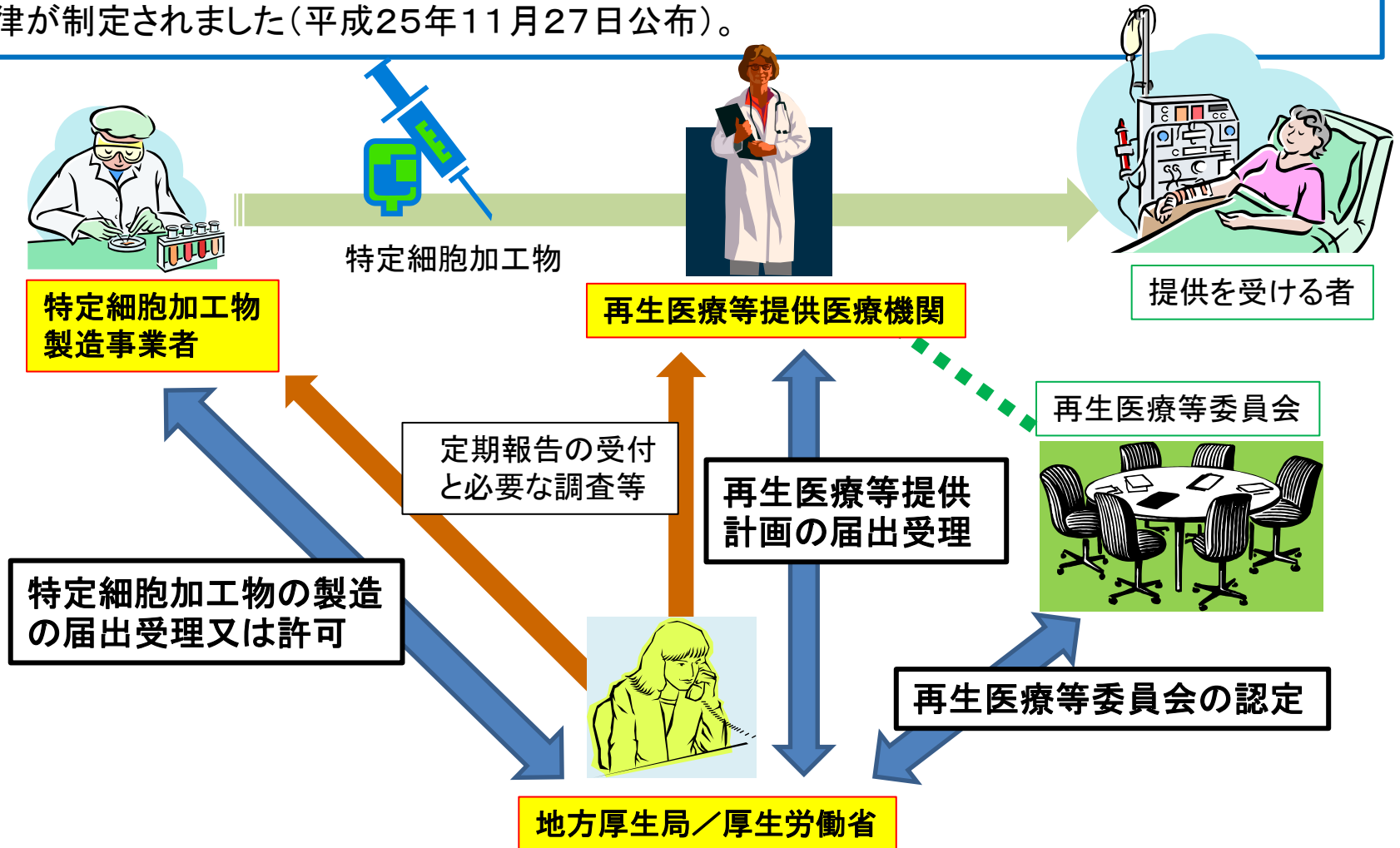


再生医療等の安全性の確保等に関する法律とは

細胞加工物を用いて、人の身体の構造又は機能の再建・修復・形成並びに人の疾病の治療・予防(再生医療等)が迅速かつ安全に提供されるよう、再生医療等の安全性の確保等に関する法律が制定されました(平成25年11月27日公布)。



※ 再生医療等を提供する医療機関及び特定細胞加工物の製造事業者は、地方厚生局又は厚生労働省に対して届出等の手続きが必要です。